

高第1009号
令和7年3月3日

県所管
各指定介護サービス事業所等運営法人代表者 様
各介護保険施設運営法人代表者 様

岐阜県健康福祉部高齢福祉課長

令和6年度介護報酬改定における経過措置の終了に伴う届出について（通知）

日頃は、県高齢者福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、「令和6年度介護保険指定事業所に対する集団指導」にてお伝えしましたとおり、令和7年4月1日より、訪問系サービスと福祉用具貸与で「業務継続計画未実施減算」が、短期入所系サービスで「身体拘束廃止未実施減算」の適用が開始されます。

については、それぞれの事項において適切に措置を講じていただくとともに、下記により届出を行っていただきますようお願いいたします。

記

1 減算の内容

（1）業務継続計画未実施減算

感染症及び災害の業務継続計画（BCP）が策定されていない場合、基本報酬の所定単位数の1／100を減算

（2）身体拘束廃止未実施減算

身体拘束等の適正化のための措置（①委員会の設置、②指針の整備、③研修会の実施）が講じられていない場合、基本報酬の所定単位数の1／100を減算

2 届出対象のサービス

（1）業務継続計画未実施減算

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与（訪問介護以外は予防を含む）

（2）身体拘束廃止未実施減算

短期入所生活介護、短期入所療養介護（各予防を含む）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）

3 提出書類

- ・介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙2）
- ・介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（別紙 1-1-2、1-2-2）

※ 提出書類の様式は別紙のとおり案が示されておりますが、国から正式に通知され次第、以下の県ホームページに掲載いたします。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8601.html>

4 提出期限

令和7年4月1日（必着）

※ 届出がない場合は「減算型」とみなされ、「基準型」として介護報酬を請求した場合、岐阜県国民健康保険団体連合会において返戻（エラー）となる可能性がありますので、必ず届出を行っていただきますようお願いいたします。

5 提出先

所管の各県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所福祉課

岐阜市に所在する事業所については、岐阜市に提出してください。

県に対して提出する申請・届出については、令和7年2月から「電子申請・届出システム」による受付を開始しており、同システムによる提出も可能です。詳細については、以下の県ホームページをご確認願います。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/5802.html>

健康福祉部 高齢福祉課 事業者指導係			
係長	垣本	担当	西尾
TEL	058-272-8298（直通）		
E-mail	c11215@pref.gifu.lg.jp		

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）

[illegible]

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	その 地域区分	他 該 当 す る 体 制 等	LIFへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	□ 1 級地 □ 6 2 級地 □ 7 3 級地 □ 2 4 級地 □ 3 5 級地 □ 4 6 級地 □ 9 7 級地 □ 5 その他	□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり
			定期巡回・随時対応サービスに関する状況	□ 1 定期巡回の指定を受けていない □ 2 定期巡回の指定を受けている □ 3 定期巡回の整備計画がある		
			高齢者虐待防止措置実施の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			要支援給付面決定の有無	□ 1 減算型 □ 2 基準型		
			特定事業所加算V（V以外）	□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ □ 5 加算Ⅳ		
			特定事業所加算V	□ 1 なし □ 2 あり		
			共生型サービスの提供（居宅介護事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
			共生型サービスの提供（重度訪問介護事業所）	□ 1 なし □ 2 あり		
			同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供（利用者50人以上））	□ 1 非該当 □ 2 該当		
□ 11 訪問介護	□ 1 身体介護 □ 2 生活援助 □ 3 通院・療養・送迎介助		同一建物減算（同一敷地内建物等に居住する者への提供割合90%以上）	□ 1 非該当 □ 2 該当	□ 1 なし □ 2 あり	
			特別地域加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			中山間地域等における小規模事業所加算（規模に関する状況）	□ 1 非該当 □ 2 該当		
			口腔連携強化加算	□ 1 なし □ 2 あり		
			認知症専門ケア加算	□ 1 なし □ 7 加算Ⅰ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ		
			介護職員等処遇改善加算	□ B-加算Ⅴ(1) □ C-加算Ⅴ(2) □ D-加算Ⅴ(3) □ E-加算Ⅴ(4) □ F-加算Ⅴ(6) □ G-加算Ⅴ(6) □ H-加算Ⅴ(7) □ I-加算Ⅴ(9) □ K-加算Ⅴ(9) □ L-加算Ⅴ(10) □ M-加算Ⅴ(11) □ N-加算Ⅴ(12) □ P-加算Ⅴ(13) □ R-加算Ⅴ(14)		

